

SU25004 ブレークスルー 民法Ⅳ

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
35	<p>三 離婚の効果 1 身分上の効果 (1) 婚姻関係の解消</p>	<p>離婚によって当事者間の婚姻関係が、将来に向かって、消滅する。離婚の最も基本的な効果である。この効果から各当事者の再婚の自由が派生する。<u>ただし、婚姻障害の箇所★1で述べたとおり、女性は一定期間再婚が禁止される(733条1項)。</u></p>	<p>離婚によって当事者間の婚姻関係が、将来に向かって、消滅する。離婚の最も基本的な効果である。この効果から各当事者の再婚の自由が派生する。 <u>ただし、以降の一文を削除。</u></p>	24/7
35	<p>欄外 参照</p>	<p><u>★1 婚姻障害については第3章第1節第2款へ。</u></p>	<p>削除</p>	24/7